

現況測量と用地測量について（パンフレットの「道路整備の流れ」の補足）

現況測量とは・・・

- 都市計画道路の構造や計画高さを決めるために、道路予定区域及びその周辺の土地の起伏や現在ある建物、塀、道路等の形状を調査します。また、都市計画道路の位置が現地のどこにくるのかを特定します。

作業内容 **（敷地内に立ち入るときには、事前にお断りをしてから作業をいたします。）**

- 都市計画道路付近の建物、樹木、塀及び道路等の位置、形状・起伏を調査・測量し、現況の地形を表す現況平面図を作成します。なお、図面作成完了後は図面に計画線を書き込むとともに、現地に道路中心線上の点（鉄または刻み等）を20メートル間隔で設置いたします。
- 中心線の測量結果に基づき用地幅を計算し、現地に幅杭（木杭または鉄等）を20メートル間隔で設置いたします。
- 現況測量範囲は、計画道路の端から約 20 メートルを基本とし、建物や道路の形状により、多少測量範囲が変わる場合があります。

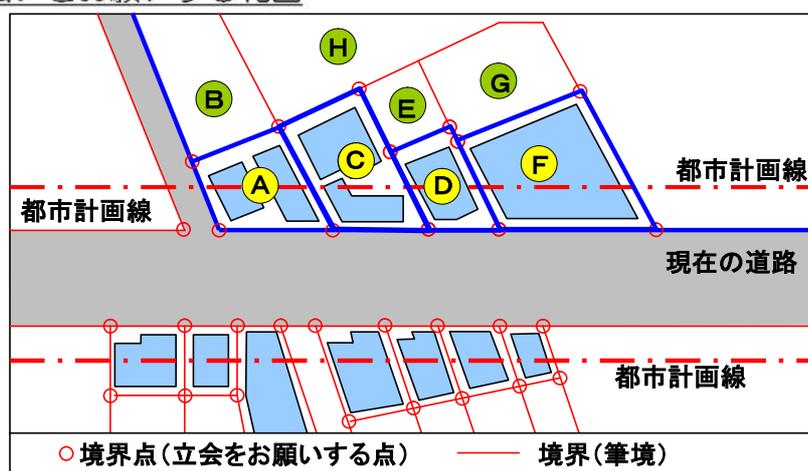
用地測量とは・・・

- 都市計画道路に係る土地について、現地において関係権利者の立会のうえ、隣接する土地との境界等を調査確認し、土地の正確な面積を求めます。また、用地補償費を算定する際にも、必要となる作業です。

作業内容 **（お知らせ等を事前に配布してから作業を行います。）**

- 資料調査
地図（公図）、土地登記簿謄本などにより土地の権利関係の調査を行い、併せて地積測量図や土地境界図などの調査も行います。 ※参考となる土地境界図などをお持ちでしたら、資料提供をお願いいたします。
- 境界確認（立会い）
皆さま方の土地が道路用地としてどのくらい必要になるのかを決定するもので、隣接地・道路等との境界を立ち会っていただき、境界を確認致します。なお、立会いをスムーズに進める為に、事前に現地調査として境界杭の在否の確認を行い測量いたします。その際には所有者に立ち入りの許可をお願いいたします。
- 境界測量
境界確認（立会い）ができましたら、皆さまの土地に再度立ち入らせていただき確認した境界を測量致します。
- 面積計算
測量に基づき、用地取得に必要な面積を各筆ごとに算出して確定致します。

立会いをお願いする範囲



※A,C,D さんの土地の測量を行う場合、境界を確認するために、計画線にかからない B,E,G,H さんにも立会いをお願いすることになります。